

## 新宮市部落差別の解消の推進に関する条例

令和7年3月21日条例第2号 令和7年7月1日施行

### 第1条（目的）

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年和歌山県条例第10号）及び市民すべての人権意識の高揚を図り、もって差別のない新宮市の実現を図ることを目的とする新宮市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例（平成27年新宮市条例第1号）の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### 第2条（基本理念）

部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市、市民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

### 第3条（部落差別の禁止）

何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査及び不動産の取引に際しての当該不動産に係る調査並びにその他の行為により、部落差別を行ってはならない。

### 第4条（市の責務）

市は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、県、市民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 市は、部落差別の解消に関して、市民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

### 第5条（市民の責務）

市民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

### 第6条（事業者の責務）

市内で事業活動を行う個人、法人及びその他の団体（以下「事業者」という。）は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

### 第7条（説示）

市は、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないよう説示を行うものとする。

### 第8条（勧告）

市長は、前条の規定による説示を行ったにもかかわらず、これに従わない場合には、同条に規定する者に対し、部落差別を行わないよう勧告するものとする。

### 第9条（公表）

市長は、事業活動に伴い部落差別を行ったことを事由として前条の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わない場合には、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表する場合は、あらかじめ当該事業者に対しその旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。

### 第10条（モニタリング）

市は、インターネット上における部落差別の助長及び拡散を防止するため、また、部落差別の実態を把握するため、書き込み等の監視（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

2 市は、モニタリングにより市に関係する部落差別とみなされる書き込み等を発見した場合は、国、県、関係機関と連携し、これを削除するよう必要な措置を行うものとする。

### 第11条（教育及び啓発）

市は、部落差別を解消するため、あらゆる機会を捉えて必要な教育及び継続的な啓発を積極的に行うものとする。

### 第12条（相談体制の充実）

市は、部落差別に関する相談に応じるものとする。

2 市は、部落差別に関する相談に的確に応じるため、相談に応じる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

### 第13条（部落差別の実態把握）

市は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ、差別の実態の把握を行うものとする。

### 第14条（秘密保持）

市は、部落差別の解消のための取組により知り得た情報を適正に管理するものとする。

### 第15条（委任）

この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

とあさき  
問い合わせ先

しんぐうし そうむぶ じんけんせいさくか  
新宮市 総務部 人権政策課  
TEL:0735-23-3359 FAX:0735-21-5518  
E-Mail:zinken@city.shingu.lg.jp

しんぐうし  
新宮市

# 『新宮市部落差別の解消の推進に関する条例』を施行しました

あか えがお こころゆた く  
明るく笑顔で心豊かに暮らせる  
じんけん そんちよう めざ  
人権尊重のまちを目指して



# 『新宮市部落差別の解消の推進に関する条例』の概要（施行：令和7年7月1日）

新宮市は、部落差別の解消を推進し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される、部落差別のない社会の実現を目指しています。

## なぜ、条例を制定したの？

新宮市では、これまで、市民の皆さまとともに部落差別の解消に向けて取組を進め、一定の成果を上げてきました。しかしながら、現在もなお部落差別事件が続いており、また、情報化の進展に伴い、インターネット上における部落差別に関する書き込み等も発生しています。

このような状況の変化を踏まえ、新宮市では、市民、事業者、関係機関等の皆さまとともに部落差別のない社会の実現を目指すため、令和7年3月に条例を制定しました。



## 条例の主な内容は？

### ●基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行っては いけません。
- 行政、市民、事業者、関係機関等が協力して部落差別の解消に取り組めます。



### ●部落差別の禁止

- インターネットを利用した部落差別を行っては いけません。
- 結婚・就職に際しての身元調査、不動産の取引に際しての不動産調査、その他の行為により、部落差別を行っては いけません。



### 部落差別（同和問題）とは？

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。（法務省・文部科学省 編「令和6年版 人権教育・啓発白書」より）

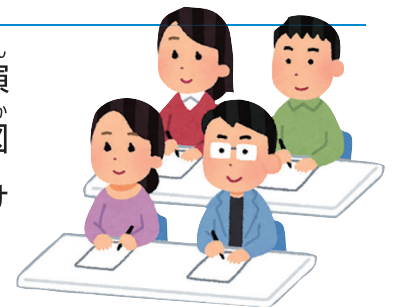
### ●市の取組

- 部落差別を解消するための教育及び啓発を行います。
- 部落差別に関する相談に対応し、相談体制の充実を図ります。
- インターネット上の部落差別書き込み等の監視を行い、部落差別とみなされる書き込みがあった場合は、国、県、関係機関と連携し削除要請を行います。
- 部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないよう説示を行います。また、これに従わない場合は、勧告を行います。部落差別を行った事業者が、勧告をしても従わない場合は、その旨を公表することができます。
- 国が行う調査に協力するとともに、必要に応じて部落差別に関する意識調査などを行います。



### ●市民や事業者に求められていること

- 市民の皆さまや事業者の皆さまには、市が実施する講演会・啓発活動への参加や、従業員の人権意識の高揚を図るため、人権研修を開催するなど、部落差別解消に向けた取組をお願いします。



市民の皆さまに多種多様化する人権課題の理解を深めていただけるよう取組を進めてまいります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

